

1-43. 那覇市政功労者表彰条例

1961年4月5日
条例第13号

改正 1965年7月1日 条例第10号
昭和57年4月12日 条例第17号
平成14年12月27日 条例第51号
平成16年12月27日 条例第39号

平成19年3月30日 条例第5号
平成19年12月28日 条例第37号
令和2年10月5日 条例第41号
令和7年3月26日 条例第8号

第1条 この条例は、市政に功労のあつた者に対する表彰及び待遇に関する事項を定めるものとする。

第2条 市長は、次の各号に定める者の中から市政に功労のあつたものを市政功労者(以下「功労者」という。)として表彰する。ただし、第2号から第5号までに規定する者については、年齢が毎年市制施行記念日(5月20日)において、満60年に達している者でなければならない。

- (1) 満8年以上市長の職にあつた者
- (2) 満12年以上副市長、助役、収入役、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長又は市が設立した地方独立行政法人の理事長の職にあつた者
- (3) 満12年以上市議会議員の職にある者又はあつた者
- (4) 満16年以上選挙管理委員、教育委員、監査委員、公平委員、農業委員又は固定資産評価審査委員の職にある者又はあつた者
- (5) 前各号に掲げる職にあつた年数(兼任する場合は、その一の職の年数)を通算して満16年以上の者
- (6) 教育、学芸、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について特にその功績が顕著である者
- (7) その他特に功労が顕著である者

2 前項に該当する者で、拘禁刑以上の刑(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。第9条第1号において同じ。)に処せられ、現に執行中のもの又は選挙権の停止処分中のものは表彰しない。

第3条 前条第1項の規定により表彰を受けた者でその後の功績が顕著である

ときは更に表彰することができる。

第4条 第2条第1項第1号から第5号までの年数は中断することがあつてもこれを通算する。

第5条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念日に行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、表彰を行う日を変更することができる。

2 功労者には、表彰状、市政功労章及び記念品を贈り、その功績は市公報により公示する。

第6条 功労者に対しては、市の儀式又は公会において相当の待遇をする。

第7条 功労者として表彰を受けることとなつた者が表彰前に死亡したときは、その表彰状、市政功労章及び記念品は、その遺族に贈る。

第8条 功労者が死亡したときは、市長は弔辞を呈し、かつ、その遺族に弔祭料として金一封を贈る。

第9条 市長は、功労者が次の各号の一に該当するとき、又は本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜したときは、第6条の規定による功労者としての待遇を停止することができる。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 選挙権の停止処分を受けたとき。

第10条 この条例施行に関して、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項第1号・第2号・第3号および第4号の在職年数については、大正10年5月20日以降通算する。

3 旧みなと村・旧首里市・旧小禄村および旧真和志市に在職した年数についても、前項の規定により通算する。

4 この条例施行の際、第2条第1項各号の一に該当する者で、すでに死亡したものに対しては、これを表彰しない。

付 則(1965年7月1日条例第10号)～

付 則(平成19年12月28日条例第37号) [略]

付 則(令和2年10月5日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和7年3月26日条例第8号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。